

薬生食輸発0719第1号
平成30年7月19日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成29年3月21日付け生食輸発0321第1号（最終改正：平成30年6月1日付け薬生食輸発0601第3号）、平成29年3月24日付け生食輸発0324第1号、平成30年3月9日付け薬生食輸発0309第1号及び平成29年3月22日付け事務連絡により取り扱っているところです。

今般、輸入時検査の結果を踏まえ、平成30年3月9日付け薬生食輸発0309第1号については、下記のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

記の施設名中、(SIF1001) BRF S/Aを削除する。

薬生食輸発0309第1号

平成30年3月9日

(最終改正：平成30年7月19日付け薬生食輸発0719第1号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公 印 省 略)

ブラジル産鶏肉等の取扱いについて

今般、ブラジル政府から、民間の検査施設及び食肉処理施設がサルモネラ属菌の検査結果を改ざんして農務省に報告していたとの情報を得ました。

これまでのブラジル政府からの報告を踏まえ、ブラジル産鶏肉等及びその加工品について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく願います。

なお、本措置については、ブラジル政府からの情報、輸入時検査の結果等により見直すことを申し添えます。

記

次の施設で処理・加工・製造された鶏肉等及びその加工品の輸入届出がなされた際は、別途通知するまでの間、食肉にあつてはサルモネラ属菌、食肉製品にあつては成分規格の検査を指導すること。なお、食肉からサルモネラ属菌が検出された場合には、検疫所業務管理室を通じて輸入食品安全対策室に報告し、食肉製品が成分規格に適合しない場合には、食品衛生法違反として処理すること。

施設名：(SIF 424) BRF S/A